

令和2年6月1日

尾花沢市長 菅根光雄 様

# 要 望 書

尾花沢市議会

新型コロナウイルス対策会議

議長 大類好彦

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書

本県においては、新型コロナウイルス新規感染者の発生しない日が続くなど、感染拡大が最近ようやく沈静化傾向となり、発令されていた「緊急事態宣言」が解除されたところです。しかしながら、再び感染が拡大する懸念もあり、依然として予断を許さない状況にあります。

そのような中、学校の一斉休校やイベントの中止、外出の自粛等により、市民生活や雇用環境に多大な影響を及ぼしているほか、地域経済にも深刻かつ重大な影響が及んでおり、市民の疲弊や不安が続いております。

本市においては、早期に感染症対策本部を設置し、感染症対策や市民、事業者への緊急支援対策に取り組まれておりますが、今後も市民生活への影響が続くことが予想されることから、更なる感染症対策及び経済支援対策が求められます。

市議会では、市対策本部と連携、協力し、感染症予防と感染防止対策並びに市民への対策活動を支援するため、新型コロナウイルス対策会議を設置したところであり、一日も早く安全・安心な市民生活を取り戻すため、議員自ら市民や事業者等の声を聴取しながら、市や関係機関と連携、協力し、全力を挙げて取り組む決意であります。

つきましては、市民生活の安寧と市内経済の安定継続が図られ、市民の不安が一日も早く解消するよう、下記事項について積極的な措置を講じられるよう、市議会議員一同の総意をもって要望いたします。

## 記

### 1 感染症拡大防止について

第2波の到来を想定し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する正確な情報を、引き続き市民、事業者等に対し、逐次迅速に提供すること。

### 2 事業継続及び地域経済に対する支援について

農林業を含む市内事業者全体の経済的影響について、各業種より現状の報告や意見を集約するなど実態を把握し、遺漏のない支援制度を確立すること。

今後、自粛が更に緩和されることを念頭に置き、順次、本市経済の活性化を視野に入れた施策を展開すること。

(1) 企業への支援として、さまざまな市独自支援策が講じられているが、飲食業のみならず、旅行業、印刷業、理美容業など他の業種においても、同様に支援が受けられるよう、対象業種を拡大すること。

(2) 春の山菜やスイカの苗等の販売の伸び悩みや牛肉の消費低迷等により、主要農畜産業への影響が懸念されることから、農家の収入減に対する支援策について、今後検討されるとともに、スイカ、牛肉、米等の本市農畜産物のさらなるPR強化と消費拡大が図られるよう農業支援策を講じること。

- (3) 国等による各種支援制度について、利用できる制度を周知徹底し、  
手続上困難を伴う制度については、申請手続きの支援を行うなど、利  
用の促進を図ること。

### 3 生活支援・福祉体制の強化について

生活困窮者（世帯）、ひとり親家庭をはじめ、多様化している市民の生  
活への経済的支援の充実、及び相談体制の強化を図ること。

- (1) 低所得層だけでなく、休業、収入減少で困窮している人に対する貸  
付制度の対象範囲の拡大など、制度の拡充が図られるよう、尾花沢市  
社会福祉協議会に対し要望すること。
- (2) 特別定額給付金については、一日も早い支給とともに、期限内にも  
れなく全世帯に行きわたるよう特段の対応策を講じること。

### 4 子育て・教育に対する支援について

長期にわたる学校休校に伴う授業の遅れにより、小中学校児童・生徒の  
学力の低下が懸念されることから、学力低下への対応策及び不安の解消  
策を講ずるとともに、児童生徒の健康やメンタルケアを含めた支援体制  
を構築すること。

- (1) オンライン授業を行うためのGIGAスクールの早期実現や、IC

Tの推進に努めること。

- (2) 児童および生徒の心身のケアを徹底し、保育・教育環境の充実を図ること。

## 5 情報発信について

新型コロナウイルスに関する各種支援策については、どこに問合せればいいかわからないものもあることから、タイムリーで分かりやすい情報発信に努めること。

- (1) 市独自支援事業を含む支援策や飲食業者のテイクアウト情報等については、全体情報として一覧にまとめ、チラシ・HP等への掲載やQRコードの活用を行うなど、市民に分かりやすい情報発信を行うこと。
- (2) 9月以降のイベント等の開催についても、可能な限り早急に方向性を示し、市民への周知を図ること。

## 6 コロナウイルス感染症に対応した防災対策のあり方について

豪雨や台風などが頻発する季節を間近に控え、新型コロナウイルス感染症及び自然災害への対応が重複する事態を想定し、避難所における集団感染防止対策に必要な設備・備品等の確保を含め、明確な対処方針を早急に確立すること。

- (1) 万が一の災害に対応する指定避難所に対し、三密状態を回避するための対策を講じるとともに、各自治会の防災訓練についても実施されるよう指導・啓発に努めること。
- (2) 自然災害と新型コロナウイルス感染症拡大が同時発災した場合を想定し、避難行動等のマニュアル化を図ること。

## 7 その他

- (1) 新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者及びその家族等、及び医療関係者等への偏見、差別がないよう、人権に関して特段の配慮を行うとともに、指導・啓発を図ること。
- (2) 職員の健康面と、業務の負荷に可能な限り差が生じることのないマネジメントを行うこと。

